

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について以下のとおり認可した。

（「以下のとおり」は省略し、今回認可した農用地利用集積等促進計画を兵庫県農林水産部農業経営課、農用地利用集積等促進計画の対象となる農地の所在する市町を管轄する農林（水産）振興事務所に備え置いて閲覧に供する。）

令和7年5月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 今回認可した農用地利用集積等促進計画の概要
（賃借権又は使用貸借による権利の設定関係）

申請年度 及び番号		賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地 （筆数が2以上の場合は代表1筆）
		氏名又は名称	住 所	
令和7	第000334号	農事組合法人板坂営農組合	神崎郡福崎町	神崎郡福崎町高岡字フシ原 1876 計 11 筆

2 農用地利用集積等促進計画を認可した日

令和7年5月26日